

橋下審第 11 号
平成 30 年 7 月 26 日

橋本市長 平木 哲朗 様

橋本市公共下水道事業審議会
会長 濱田 學昭

答申書

平成 29 年 11 月 9 日付け橋下第 183 号にて諮問のあった橋本市公共下水道使用料の改定について、本審議会において審議した結果、下記の結論に至りましたので答申します。

記

1. 橋本市公共下水道事業の現状

(1) 概要

橋本市公共下水道事業は、昭和 58 年度の事業認可後、管渠整備に着手し平成 13 年 4 月の流域下水道伊都浄化センター完成に伴い供用を開始しています。その後も事業を進め、平成 29 年度末現在下記の実績となっています。

平成 29 年度末現在 実績		
行政区域内人口	63,486	人
行政区域内面積	13,055	ha
全体計画人口	48,000	人
全体計画面積	2,225	ha
整備済面積	919.6	ha（行政区域 7.04 %，全体計画 41.40 %）
整備済人口	39,654	人（行政区域 62.50 %，全体計画 82.70 %）

この普及率 62.5%は、平成 28 年度末全国平均普及率（整備済人口／行政区域内人口）78.3%に比べ、極めて低い数値となっています。

昭和 58 年度の事業着手から平成 29 年度末時点で既に 35 年が経過し、今後老朽管の改築更新が待ち構えています。既にポンプ施設などは不具合が生じるとに修繕を行い、機能を維持しています。維持管理費においては、近年下記のとおり推移しています。

平成 26 年度	549,615 千円
平成 27 年度	575,293 千円
平成 28 年度	541,208 千円
平成 29 年度	488,518 千円

近年の経営努力もあり、平成 29 年度決算では 5 億円を下回りましたが、依然 5 億円程度で推移する状況となっています。このような状況の中で、新たに建設投資することが非常に厳しく、建設事業費も年々縮小しています。

今後は、施設の老朽化や資本費の増大による一般会計の繰出しを抑えるため、また、汚水私費の原則に基づく経営基盤の安定のために、下水道事業の重要な財源である下水道使用料の単価改正を含む下水道事業収支計画の見直しが課題となっています。

平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省共同による都道府県構想策定マニュアルが策定されました。この中で国は、平成 38 年度末での汚水処理施設概成の方針を明示しました。このことによる和歌山県都道府県構想の橋本市アクションプランは、下記のとおりです。

計画年次	平成 37 年度末
目標汚水処理(整備済)人口	41,332 人(行政区域内人口 65,479 人)
目標汚水処理普及率	63.1%

下水道事業は、排水処理に伴う生活環境の改善等、公共の福祉を向上させることを目的とした事業であり、市民の安心・安全と環境の保全を守るために整備されてきた背景もありますが、今後の運転・修繕等の維持管理費や起債償還等の資本費などの経費を考えると、整備を縮小し、時限を定めて計画的に整備することが求められてきています。

これらの維持管理費や資本費の内、雨水処理に要する経費や高度処理(公共用水域の水質保全を目標とするレベルのより高い下水処理)に要する費用等は、基準内繰入れとして公費負担が認められています。しかし、それ以外の経費は使用料で賄うべき経費として私費負担が原則となっています。

下水道使用料は、下水道法第 20 条の規定により「条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる」となっています。橋本市では、使用の態様に応じて妥当で、適正な原価を超えないように定率又は定額をもって明確に条例で定めています。

橋本市の下水道使用料は、平成 21 年度改定(平成 18 年度市町村合併に伴う改定)時に 130 円/㎡(税込)とし、平成 25 年度改定(審議会開設による初めての改定)により 150 円/㎡(税込)となり、現在に至っています。

橋本市公共下水道事業は、平成 31 年度から地方公営企業法の規定を全部適用することが決まっており、平成 25 年度使用料改定により交付を受けることが可能となった高資本費対策に要する経費の交付要件が、使用料単価 150 円/㎡(税込)から 150 円/㎡(税抜)となります。さらに今後、全国的な下水道事業の経営状況を鑑み、これらの基準は、上昇する可能性もあります。年間約 6,000 万円の高資本費対策に要する交付税を確保する必要性からも、下水道使用料の改定は差し迫った課題となっています。しかしながら、これらを考慮した同交付税措置も供用開始から 30 年という条件もあり、26 年目以降は交付税も減少します。今後の財源確保に向けた計画の策定が最も重要になります。

(2) 流域関連公共下水道事業

橋本市公共下水道事業は、県営流域下水道事業の関連事業としてこれまで整備を行ってきました。処理場を自己所有せず、近隣市町と合同で処理する流域処理場を和歌山県が所有しています。橋本市を含めた、かつらぎ町・九度山町は、伊都処理区としてかつらぎ町にある伊都浄化センターにて処理を行っています。そのため、処理場の建設費用や維持管理費用は、流入水量に応じて按分し、負担金として和歌山県に支払っています。この負担金が、113.55 円/㎥となっており、使用料収入の約 2/3 を占める割合となっています。要因としては、実態との乖離の大きい、人口増加を想定する全体計画の過大さ、紀の川水域の保全を目的とした高度処理などがあります。

(3) 使用料の将来見込み

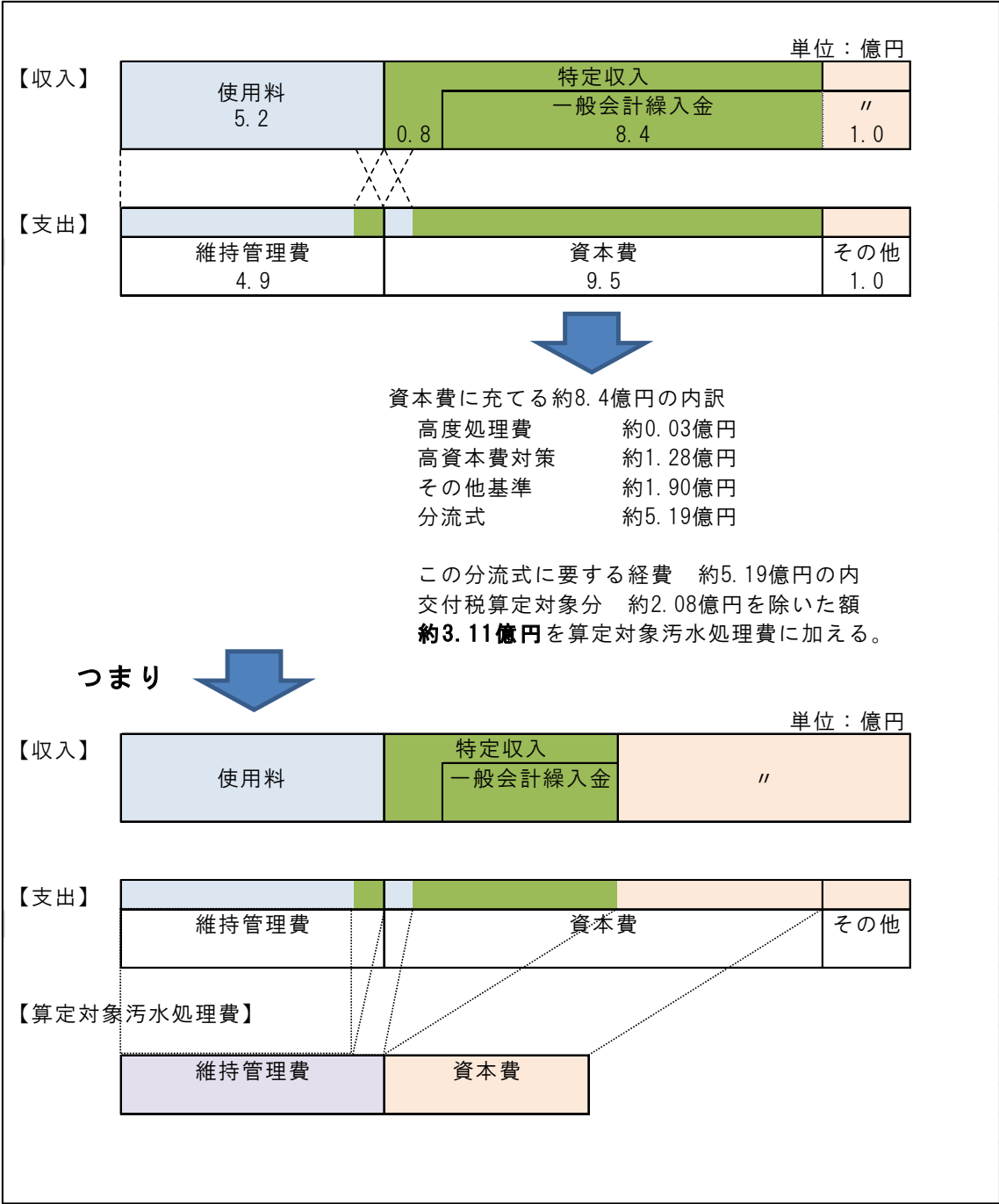
平成 29 年度決算において維持管理費は、約 4 億 8,852 万円(特定収入を含む)であり、資本費は、約 9 億 4,950 万円(特定収入を含む)となっています。一方、使用料収入は約 5 億 2,200 万円となっています。この使用料収入に対して、維持管理費と資本費が高騰する理由には、高低差の激しい地形での整備によるポンプ施設の増加や、居住地の点在による管渠延長の増加などがあります。

特定収入(図-1)は、その用途に使用するために充てられた国費、県費、企業債及び一般会計繰入金の内「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に定める基準内繰入金を指します。

上記を差し引いた算定対象污水处理費は、平成 26 年度より 8~10 億円を推移し、使用料収入との差引き額約 3~5 億円については、現状、一般会計繰出金を充てることで経営を行っている状況です。

このギャップを全て埋めるためには、現在の使用料単価を約 1.8 倍程度にする必要があります。しかし、使用者の負担を考えると急激な使用料単価の改定は避けるべきであるため、使用料単価については慎重に検討する必要があります。

図-1



2. 答申

(1) 使用料単価について

平成 25 年 4 月 1 日に使用料改定を行って以降、橋本市公共下水道使用料は 150 円／ m^3 (税込)となっています。この単価は、高資本費対策に要する交付要件を元に算出した単価ですが、地方公営企業法の適用により 150 円／ m^3 (税抜)が交付要件となります。また、一般会計繰入金が高騰する現状を踏まえると、算定対象污水处理費は、図-1 のとおり取り扱うことが妥当です。現状の課題とこれらを踏まえて以下のとおりとします。

- ① 国が推奨する単価を下回らないように単価を設定すること。
- ② 污水处理費の内、最低でも維持管理費 100%と資本費の 20%程度の回収を目標とすること。
- ③ 長期的視点をもって度々改定することのないような計画性ある単価とすること。

(2) 使用料体系について

現在、橋本市公共下水道使用料は、10 m^3 までを 1,500 円(税込)の基本使用料とし、10 m^3 を超えるごとに 150 円／ m^3 (税込)ずつ加算する基本水量制＋従量使用料制を導入しています。基本水量制は、安定した使用料収入の確保に大きく寄与しています。しかし、橋本市は全体の約 1／4 が基本水量以下の使用者であり、これら使用者に対して過大な負担をかけていることとなっています。この安定した使用料収入と使用者への負担のバランスを考えながら使用料体系を決定すべきであることを前提に以下のとおりとします。

- ① 基本水量単価の引き上げにより使用料収入を確保する方策を検討すること。
- ② 使用料単価と併せて国が推奨する単価を下回らないような体系とすること。
- ③ 使用水量の少ない世帯に過大な負担を与えないよう検討すること。
- ④ 水道料金の動向に応じてできる限り一致した体系とすること。

(3) 実施時期について

平成 31 年 4 月から地方公営企業法が適用されることに伴い、高資本費対策に要する経費の交付要件が変わります。これまで 150 円／ m^3 (税込)であった使用料単価が、150 円／ m^3 (税抜)となります。決算時における使用料単価を確保するためには、実施時期については、年度の開始時が好ましく、交付税を受けられない期間をなくすためにも、できるだけ早い段階で使用料改定を行うべきです。よって、使用料改定時期は、平成 31 年 4 月とします。ただし、水道料金改定時期や消費税率改正の時期とずれが生じるため、これらに対応できるよう体制を整えた上で改定を行うこと。

(4) 使用料見直しの目安について

社会経済的動向下の下水道事業の経営を考えると、数年に一度適切な使用料を見直すことが必要ですが、使用料改定は、使用者にとって負担となるため、過度な改定を控え 10 年

先を見据えた収支計画の基で行うようにします。しかしながら、使用料不足による経営悪化は、下水道事業を継続すること自体を困難な状況にさせるため、毎年度収支計画と実質収支の比較を行い、適切な支出入となるよう収支の見直しを図る必要があります。

(5) 消費税増税対応について

平成 31 年 10 月から消費税増税が施行される予定であり、使用料改定と消費税増税は別の要因であるため実質負担の増額は致し方ないと考えます。しかしながら、下水道事業としては、下水道使用料に軽減税率を適用するよう要望するなどの努力はすべきであると考えます。このことを踏まえ以下のとおりとします。

- ① 平成 31 年 4 月使用料改定時の条例は、現行どおり外税表示とすること。
- ② 平成 31 年 10 月消費税増税時には、条例単価に新しい消費税率を乗じた単価とすること。

3. その他付帯意見

(1) 収入増加の新たな施策の検討

橋本市人口ビジョンでは、2025 年には人口 60,000 人を下回り 2055 年には人口 40,000 人を下回ることが想定されています。さらに、2040 年には 65 歳以上人口は 40%を超えることが想定されている中では、今後の下水道使用料の減収は免れません。このような中で安定した経営を図る手段として、下水道の使用方法について上位機関と検討をしつつ、収入確保に努めなければなりません。そこで当審議会として以下の提案をします。

- ① 下水道整備区域内での宿泊施設、企業オフィス、住宅などの誘致を行うこと。
- ② 先進的取組の積極的導入等による使用水量増加の検討(紙おむつ処理の下水道活用など)を行うこと。

(2) 地方公営企業法適用に伴う企業努力の検討

橋本市公共下水道事業は、平成 31 年 4 月から地方公営企業法の規定を全部適用し、企業会計へ移行します。企業会計になれば独立採算への意識が一層強まり、一般会計の繰出しに頼らない経営を行う必要があります。ただし、移行後すぐに基準外繰出しをなくすことはできないので、数年かけて収支計画を見直し、繰出しを減らすよう検討していかなければなりません。

(3) 支出費用の抑制

一般会計繰出金の減少を図るにあたり、収入を増やすことは重要な方針ですが、人口減少・節水意識の向上等により使用料収入の減少傾向が想定されます。そのため、維持管理手法の見直しや民間活用による維持管理費の削減及び事業縮小による今後の資本費の削減に努めなければなりません。併せて維持管理費の約半分を占める和歌山県流域下

水道の維持管理負担金単価の減額を求めていくことを提案します。

(4) 接続促進について

下水道法第 11 条の 3 の規定において、下水道処理区域内にある汲み取り式、単独浄化槽使用者は、供用開始の告示日から 3 年以内に公共下水道に接続しなければならないとあります。しかしながら平成 29 年度末における橋本市の公共下水道接続率は、83.4%にとどまっている状況です。このような状況には、高齢者世帯や生活困窮世帯における少額とはいえない接続負担金という問題もあります。このような中で、接続促進を進める施策として、一定の条件を満たす者への接続補助を行い使用料収入の確保に努めるよう提案します。

(5) 広報活動の強化

国の「見える化」推進もあり、市民に対し橋本市公共下水道事業の経営状況を分かりやすい形で公表し、汚水私費負担への理解に努める必要があります。改定された使用料がどのような使われ方をするのか、現状どれだけ不足しているのかを明確にし、使用料改定・接続促進・水利用についての理解を深めるよう提案します。

また、モニター制度や利用者アンケートを導入し、使用者からの声を事業者としてくみ取る必要があることも助言します。事業者と使用者相互の声を届けられる環境の整備が必要な時代となってきました。

(6) 施設の広域化・共同化

橋本市公共下水道事業の経営安定化のためには、まず有収水量の確保が必要となります。また、施設の維持管理費を抑制し、より効率的で効果的な管理が求められます。そのような中で以下のような広域化・共同化を進めることを提案します。

- ① 農業集落排水の公共下水道接続を進めること。
- ② し尿処理との共同化を進めること。

■審議会委員名簿

氏名	区分	任期	備考
濱田 學昭	1号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	(会長) NP0街づくり支援センター代表
上久保 修	2号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	公募委員
贅川 一郎	2号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	公募委員
笹嶋 邦彦	2号委員	平成29年11月4日から 平成30年2月28日まで	公募委員
中村 豊夫	2号委員	平成30年5月8日から 平成31年11月3日まで	公募委員
乾 幸八	3号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	橋本市区長連合会会長
寺本 伸行	3号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	橋本商工会議所 会頭
苅田 一郎	3号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	高野口商工会 会長
伏原 都	3号委員	平成29年11月4日から 平成30年5月29日まで	橋本市女性会議 高野口町婦人会 会長
矢野 佳世子	3号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	橋本市女性会議 橋本市母子寡婦福祉連合会会長
加藤 昌男	5号委員	平成29年11月4日から 平成31年11月3日まで	

■審議の経緯

回	年月日	場所	議題
第17回	平成28年11月9日	議会委員会室	(1) 諮問 (2) 橋本市公共下水道の現状について (3) 今後の審議会スケジュール(案)について
第18回	平成29年11月29日	会議室B	(1) 公営企業会計移行について
第19回	平成29年12月26日	議会委員会室	(1) 使用料算定対象経費の検討について
第20回	平成30年1月30日	議会委員会室	(1) 使用料体系・単価の検討について
第21回	平成30年3月6日	会議室B	(1) 基本水量の検討と消費税改正について
第22回	平成30年3月29日	議会委員会室	(1) 答申書案の検討について
第23回	平成30年5月8日	議会委員会室	(1) 答申書案の検討について
第24回	平成30年5月29日	議会委員会室	(1) 答申書案の検討について

○橋本市公共下水道事業審議会条例

平成 23 年 6 月 27 日

条例第 22 号

改正 平成 26 年 12 月 12 日条例第 102 号

(設置)

第 1 条 公共下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、橋本市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共下水道事業の運営に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第 7 条 委員は、審議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 12 日条例第 102 号)

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。